

あての木園ふげしデイサービスセンターのご案内



問い合わせ・見学のご希望の方は
〒928-0062 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地
☎(0768)23-4165
📠(0768)23-4166
メール:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp
HP: <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

社会福祉法人輪島市福祉会

理念「尊厳」「共生」「向上」

基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります

基本方針

能登のために

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します
2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるように努めます
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します

認知症対応型通所介護 認知症の方に対するデイサービス(日帰りサービス)

老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を行います

◆事業所の概要

- ・営業日 月曜日～金曜日
- ・定休日 土曜・日曜日、お盆2日間及び年始年末12月30日～1月3日の5日間
- ・サービス提供時間 午前 9 時 15 分～午後 4 時 15 分 (所要時間:7 時間以上 8 時間未満)
- ・通常の事業の実施地域 旧輪島市(河井・大屋・鳳至・鶴巣・西保・河原田・三井地区)

◆認知症対応型通所介護費 ※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

基本部分	利用料金
要介護1	9,940円/日
要介護2	11,020円/日
要介護3	12,100円/日
要介護4	13,190円/日
要介護5	14,270円/日

◆加算 ※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

加算	利用料金
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%の減算
業務継続計画未策定減算	1%の減算
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	3%を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%を加算
入浴介助加算(I)	400円/日

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円/月
個別機能訓練加算(Ⅰ)	270円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200円/日
ADL維持等加算(Ⅰ)	300円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	600円/月
若年性認知症利用者受入加算	600円/日
栄養アセスメント加算	500円/月
栄養改善加算	2,000円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,500円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,600円/回
科学的介護推進体制加算	400円/月
事業所が送迎を行わない場合	片道につき470円減算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	23.6%を加算

◆その他の費用

- ①食事等の提供 料金:利用1回につき720円(おやつ代含む)
- ②おむつ代 料金:実費相当額
- ③衣類預かり(洗濯含む)実費負担
- ④外出に伴う費用等は実費相当



介護予防認知症対応型通所介護 軽度認知症の方に対するデイサービス

老人デイサービスなどにおいて、通所してきた軽度の認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事の介護、生活費に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を行います
要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように支援します

■事業所の概要

- ・営業日 月曜日～金曜日
- ・定休日 土曜・日曜日、お盆2日間及び年始年末12月30日～1月3日の5日間
- ・サービス提供時間 午前9時15分～午後4時15分(所要時間:7時間以上8時間未満)
- ・通常の事業の実施地域 旧輪島市(河井・大屋・鳳至・鶴巣・西保・河原田・三井地区)

■介護予防認知症対応型通所介護費 ※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

基本部分	利用料金
要支援1	8,610円/日
要支援2	9,610円/日

■加算 ※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

加 算	利 用 料 金
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%の減算
業務継続計画未策定減算	1%の減算
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	3%を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%を加算
入浴介助加算(Ⅰ)	400円/日
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円/月
個別機能訓練加算(Ⅰ)	270円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200円/月
若年性認知症利用者受入加算	600円/日

栄養アセスメント加算	500円/日
栄養改善加算	2,000円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,500円/月
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,600円/月
科学的介護推進体制加算	400円/月
事業所が送迎を行わない場合	片道につき470円減算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	23.6%を加算

■その他の費用

- ①食事等の提供 料金:利用1回につき720円(おやつ代含む)
- ②おむつ代 料金:実費相当額
- ③衣類預かり(洗濯含む)実費負担
- ④外出に伴う費用等は実費相当

輪島市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス A

■営業日: 月曜日～金曜日 ■利用料: 1回あたり 1,000円(※食事提供含む)

機能訓練等各プログラムを実施し、在宅生活の継続を支援します。65歳以上の方で対象者と輪島市が認めた方が利用できます。

送	迎	専用車両等で送迎します
健 康 チ ェ ッ ク		健康チェックを行い、健康管理を行います
入	浴	入浴動作訓練のため家庭浴槽での入浴を提供します
昼	食	季節に合わせた食事を提供します
日 常 生 活 動 作 訓 練		日常生活動作が維持できる訓練を行います
交	流	孤立感の解消を図り、社会的交流を図ります

地域支援事業

■総合相談業務

担当地域 鳳至・海士・鶴巣

■入浴サービス

自宅の入浴が困難な方で希望する方はセンター内で入浴ができます。(利用料は無料)※但し、入浴介助や送迎サービスは行いません。

■地域交流室・交流学习室の無料開放

地域の会合や研修会や交流に使用したいと希望される方はご連絡下さい。(☎23-4165)

■個人情報の保護に関する方針

利用者に安心の在宅生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要と考えております。当法人では、情報公開・開示規程及び個人情報保護規程を定め確実な履行に努めます。

【個人情報保護の利用目的】

当施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又はご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスに利用にかかる当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの

- 事故等の報告
- 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- 入退居等の管理
- 利用・中止等の管理
- 会計、経理

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち

- 利用者に居宅・施設サービスを提供する他の居宅サービス事業所・施設や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
- 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- 家族等への心身の状況説明)

② 介護保険事務のうち

- 審査払い機関へのレセプトの提出
- 審査払い機関又は保険者からの照会への回答

③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用に係る利用目的

① 当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの

- 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- 当施設・事業所において行われる学生等の実習の協力
- 当施設・事業所において行われる事例研究

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

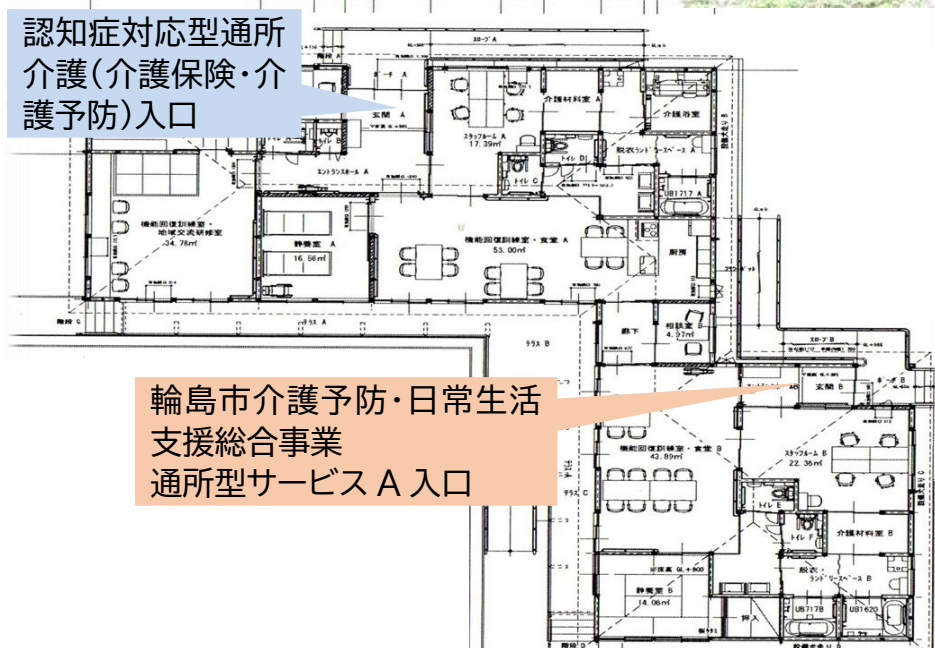
① 当施設・事業所の管理運営業務のうち

- 外部監査機関への情報提供



■全館のご案内 Information

認知症対応型通所
介護(介護保険・介
護予防)入口



輪島市介護予防・日常生活
支援総合事業
通所型サービス A 入口

